

令和6年度第2回東大阪市都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和6年8月 30 日(金) 午後2時

場 所 市役所本庁舎 18 階 大会議室

目 次

議案第1号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（付議）

.....P 1

議案第2号 東大阪市特定生産緑地の指定について（諮問）

.....P 23

議 案 第 1 号

令和6年8月30日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（付議）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、別紙のとおり付議します。

議 案 第 1 号

令和6年8月30日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（付議）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、別紙のとおり付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(東大阪市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図 面 番 号
日下町2-G-5	東大阪市日下町二丁目地内	約 0.05 ha	区域変更	4/24
日下町7-E-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.20 ha	区域変更	4/24
布市町3-A-3-4	東大阪市元町一丁目及び元町二丁目地内	約 0.51 ha	区域変更	3/24
元町2-B-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.48 ha	区域変更	3/24
元町2-C-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.17 ha	追加	3/24
下六万寺町1-A-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.31 ha	区域変更	18,22/24
下六万寺町2-B-1-24	東大阪市下六万寺町二丁目地内	約 1.20 ha	面積表記変更	18/24
中鴻池町2-C-2	東大阪市中鴻池町二丁目地内	約 0.25 ha	区域変更	1/24
島之内2-A-16	東大阪市島之内二丁目地内	約 0.10 ha	追加	12/24
吉田8-A-24	東大阪市吉田八丁目地内	-	廃止	18/24
吉田8-A-17	東大阪市吉田八丁目地内	約 0.05 ha	追加	13/24
若江南町3-D-22	東大阪市若江南町三丁目地内	約 0.07 ha	区域変更	16/24
若江北町1-B-22	東大阪市若江北町一丁目地内	-	廃止	16/24
若江北町1-C-22	東大阪市若江北町一丁目地内	-	廃止	16/24
玉串町西2-E-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.19 ha	区域変更	17/24
中部区画整理地区J-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.20 ha	面積表記変更	2/24
中部区画整理地区U-3	東大阪市加納三丁目地内	-	廃止	2/24
中部区画整理地区W-4	東大阪市加納五丁目地内		廃止	3/24
中部区画整理地区EEE-4	東大阪市川田四丁目地内	-	廃止	3/24
中部区画整理地区SSS-10	東大阪市水走一丁目地内	約 0.13 ha	区域変更	8/24
稲田新町3-A-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	-	廃止	6/24
小 計		約 3.91 ha		
善根寺町1-A-5 他581地区		約 92.49 ha	変更なし	
合 計	594 地区	約 96.40 ha		

理 由 書

良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有する農地を新たに生産緑地地区に指定するとともに、行為制限の解除により、計画的・永続的に保全することが困難となったものを生産緑地地区から除外することによって、生産緑地地区の追加、廃止及び区域変更をおこなうものである。

新 旧 対 照 表

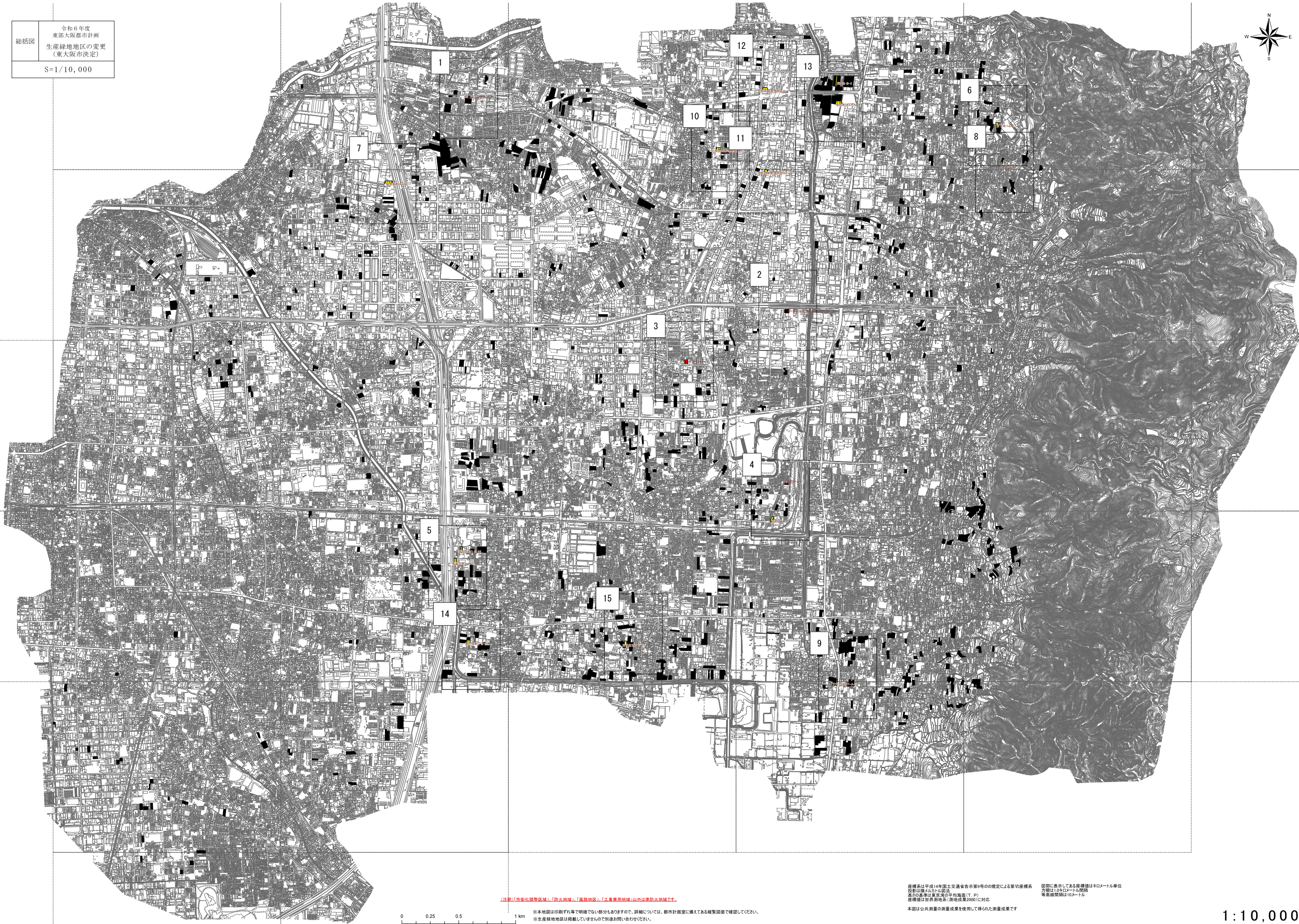
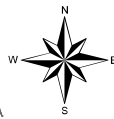
名称	位置	変更前 変更後 面積 (ha)	追加 区域変更 廃止 の別	変更理由	備考	図面 番号
中鴻池町2-C-2	東大阪市中鴻池町二丁目地内	$\frac{0.22}{0.25}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更(良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため)		1/15
中部区画整理地区 SSS-10	東大阪市水走一丁目地内	$\frac{0.09}{0.13}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更(良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため)		2/15
島之内2-A-16	東大阪市島之内二丁目地内	$\frac{-}{0.10}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加(良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため)		3/15
吉田8-A-17	東大阪市吉田八丁目地内	$\frac{-}{0.05}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加(良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため)		4/15
若江北町1-B-22	東大阪市若江北町一丁目地内	$\frac{0.11}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和5年7月28日	5/15
日下町7-E-5	東大阪市日下町七丁目地内	$\frac{0.26}{0.20}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和5年8月1日	6/15
稲田新町3-A-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	$\frac{0.12}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和5年8月19日	7/15
日下町2-G-5	東大阪市日下町二丁目地内	$\frac{0.08}{0.05}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和5年8月26日	8/15
下六万寺町1-A-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	$\frac{0.32}{0.31}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和5年9月5日	9/15
若江北町1-C-22	東大阪市若江北町一丁目地内	$\frac{0.08}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和5年10月6日	5/15
中部区画整理地区 U-3	東大阪市加納三丁目地内	$\frac{0.07}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和5年10月24日	10/15
中部区画整理地区 EEE-4	東大阪市川田四丁目地内	$\frac{0.05}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和5年12月13日	11/15
吉田8-A-24	東大阪市吉田八丁目地内	$\frac{0.09}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和6年1月3日	4/15
中部区画整理地区 W-4	東大阪市加納五丁目地内	$\frac{0.08}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日: 令和6年1月3日	12/15

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 変更後 面積 (ha)	追加 区域変更 廃止 の別	変更理由	備考	図面 番号
布市町3-A-3-4	東大阪市元町一丁目及び元町二丁目地内	0.64 — 0.51	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和6年1月17日	13/15
元町2-B-4	東大阪市元町二丁目地内	0.74 — 0.48	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和6年1月17日	13/15
元町2-C-4	東大阪市元町二丁目地内	— — 0.17	追加	都市計画決定権者の判断による追加(元町2-B-4の一部廃止に伴い分割)		13/15
若江南町3-D-22	東大阪市若江南町三丁目地内	0.16 — 0.07	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和6年2月21日	14/15
玉串町西2-E-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	0.30 — 0.19	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(30年経過)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日: 令和6年3月26日	15/15
下六万寺町2-B-1-24	東大阪市下六万寺町二丁目地内	1.02 — 1.20	面積表記の変更	地籍錯誤による生産緑地地区面積の変更		
中部区画整理地区J-3	東大阪市加納二丁目地内	0.19 — 0.20	面積表記の変更	地籍錯誤による生産緑地地区面積の変更		
		—				
変更地区合計	21 地区	約 4.62 — 3.91 ha		計 追加 3地区 区域変更 9地区 廃止 7地区 面積表記の変更 2地区		
生産緑地地区合計	598地区 — 594地区	97.11 — 約 96.40 ha				

「位置及び区域は新旧対照図表示のとおり」

総括図	令和6年度
	東部大阪都市計画
	生産緑地地区の変更 (東大阪市決定)
S=1/10,000	



〔注釈〕「市街化調整区域」、「防火地域」、「風致地区」、「工業専用地域」以外は準防火地域です。

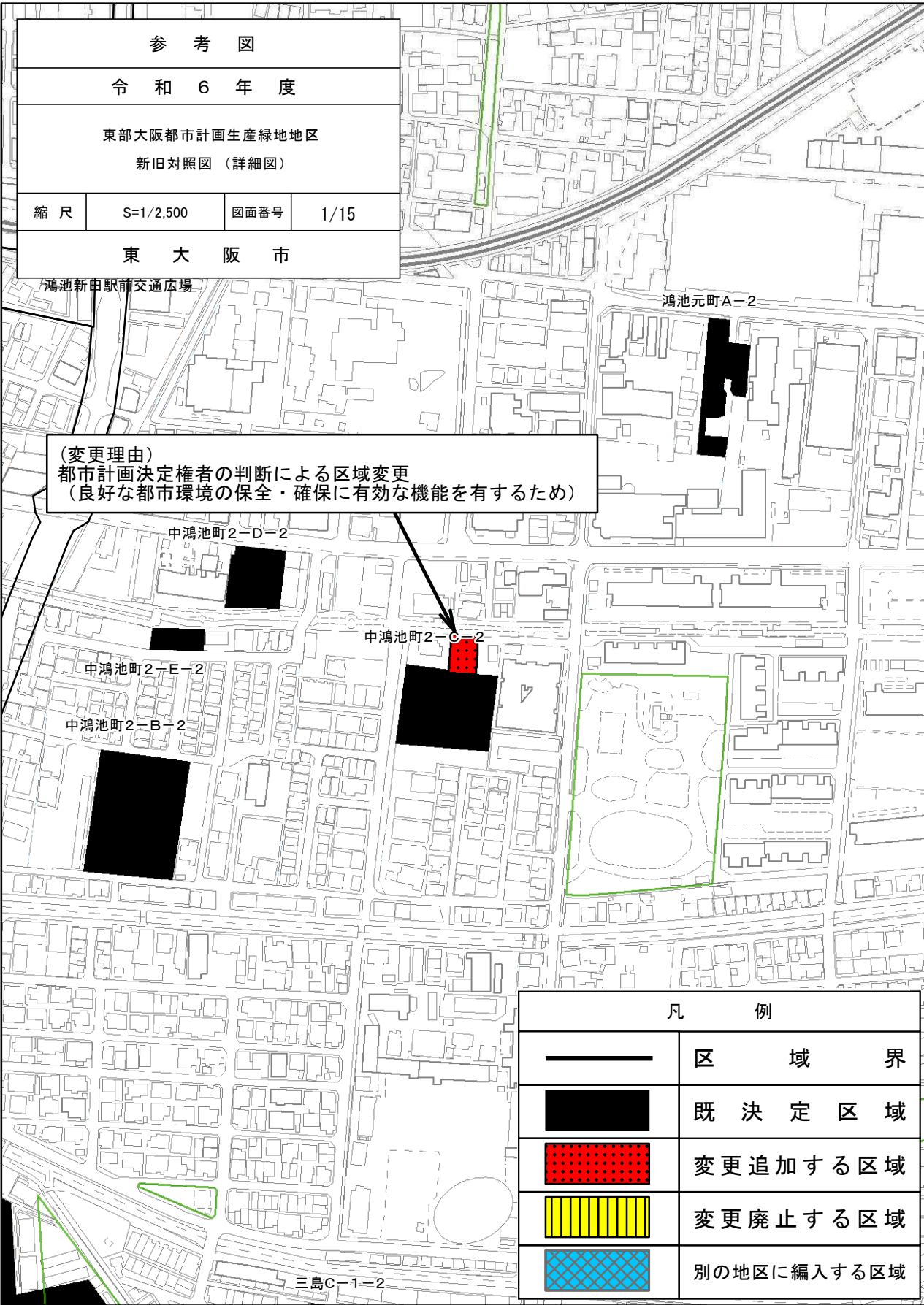
※本地図は印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については、都市計画室に備えてある縦覧図面で確認してください。
※生産緑地地区は掲載していませんので別途お問い合わせください。

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
座標値は世界測地系(測地成果2000)に対応

本図は公共測量の測量成果を使用して得られた測量成果です

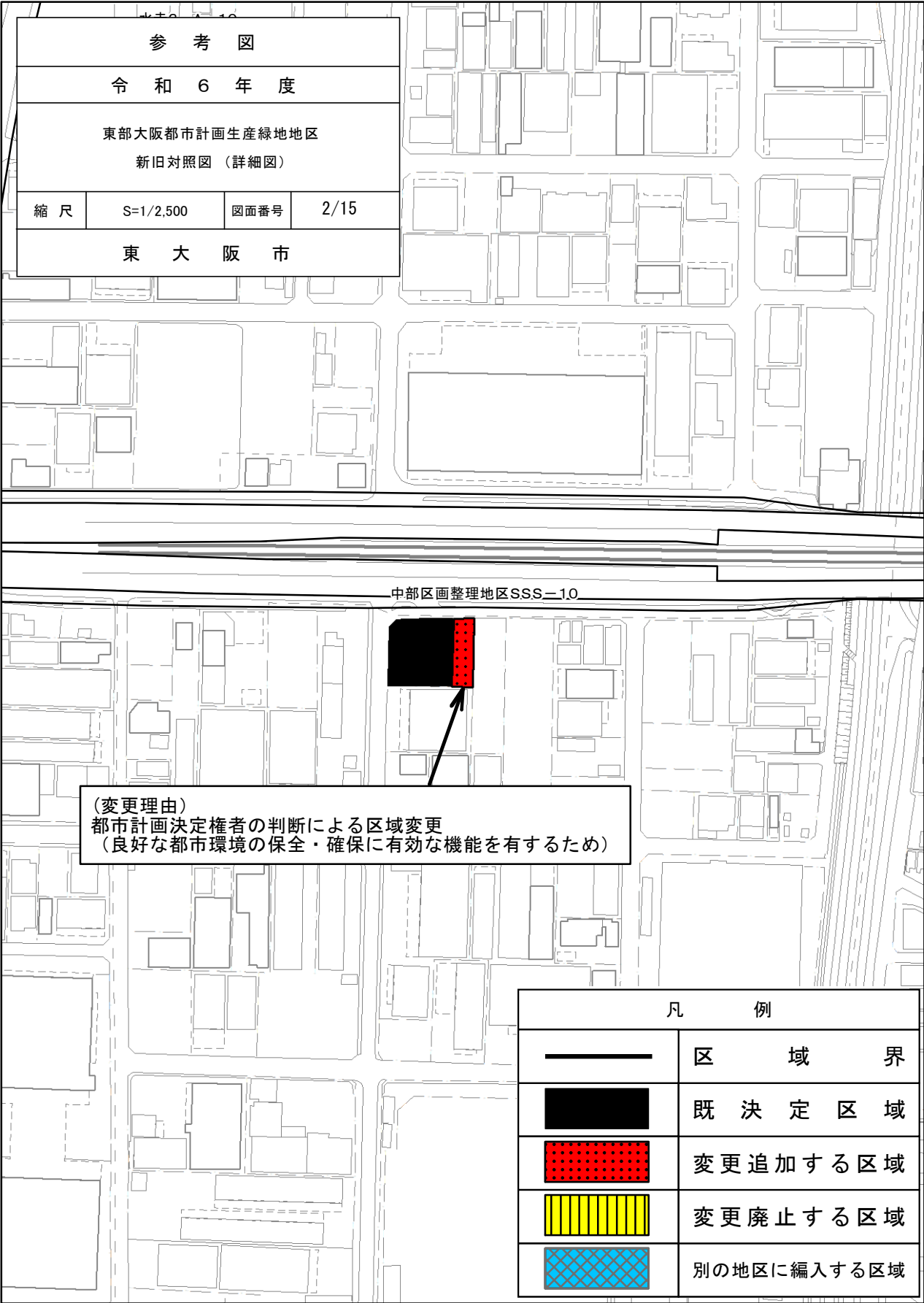
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は1.0キロメートル間隔
等高線間隔は10メートル

2500



0 100m

2500



2500

参 考 図

令 和 6 年 度

東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図（詳細図）

縮 尺

S=1/2,500

図面番号

3/15

東 大 阪 市

吉田本町3-A-16

島之内2-A-16

吉田本町1-C-16

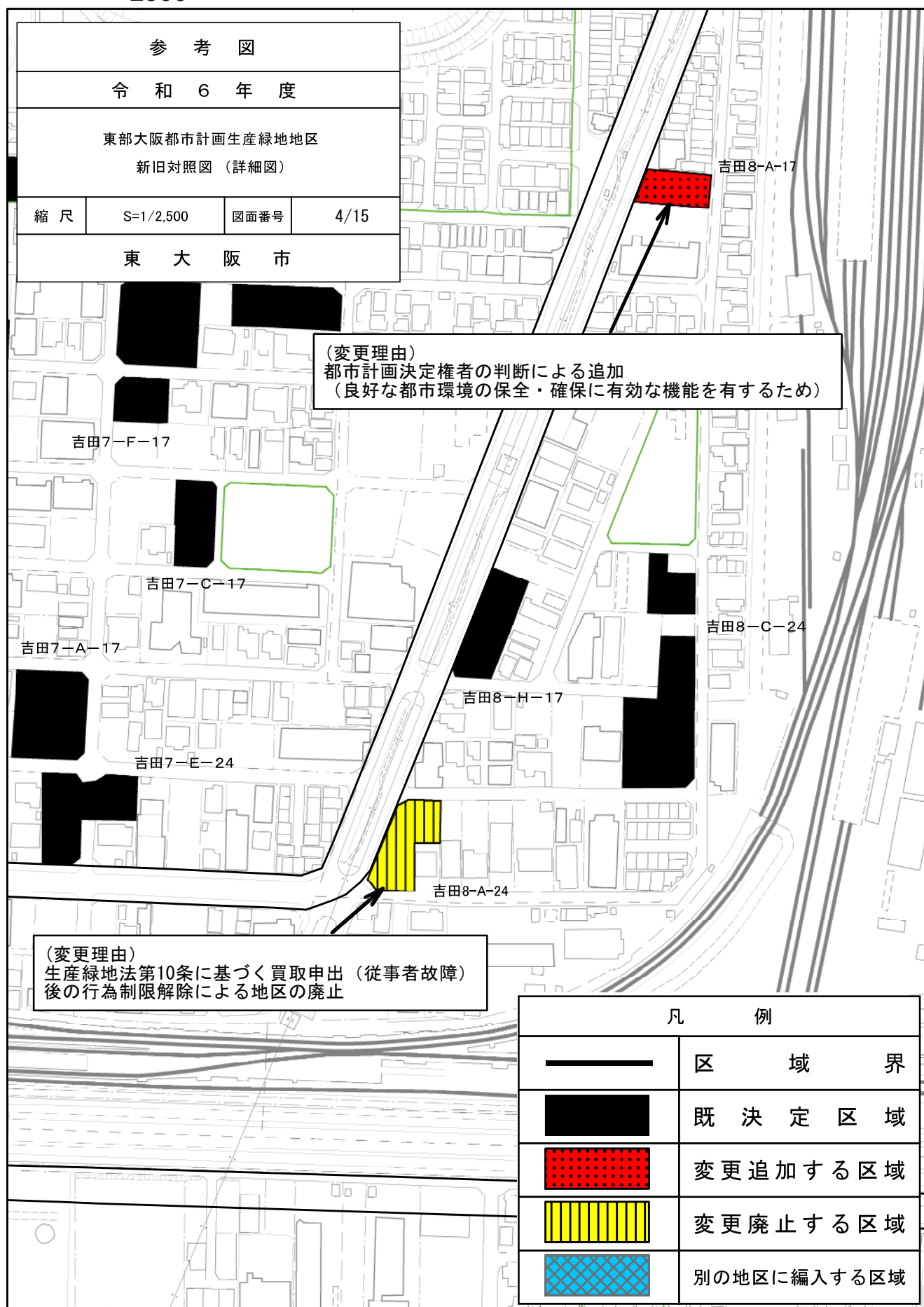
(変更理由)
都市計画決定権者の判断による追加
(良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため)

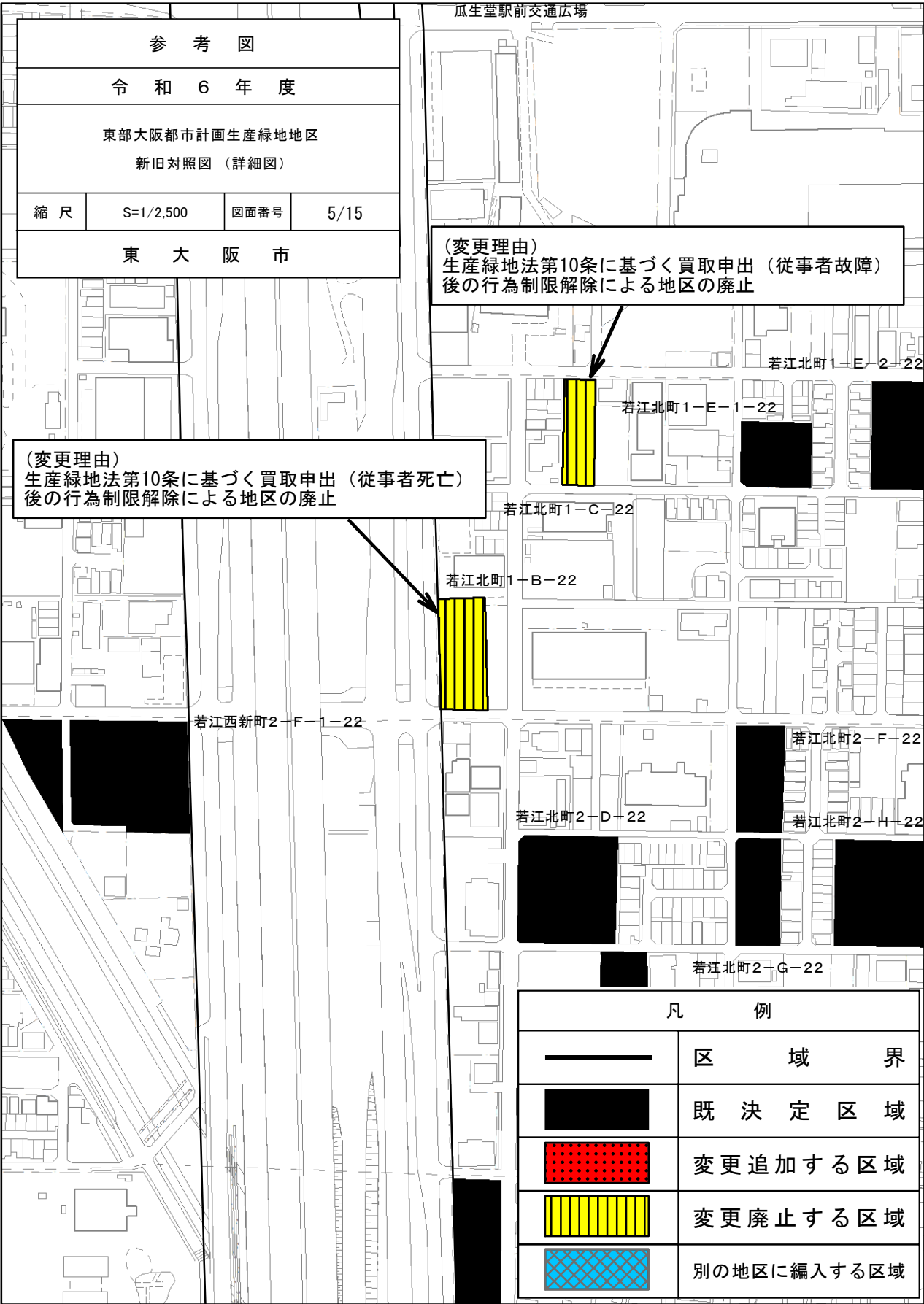
吉田下島A-16

凡 例

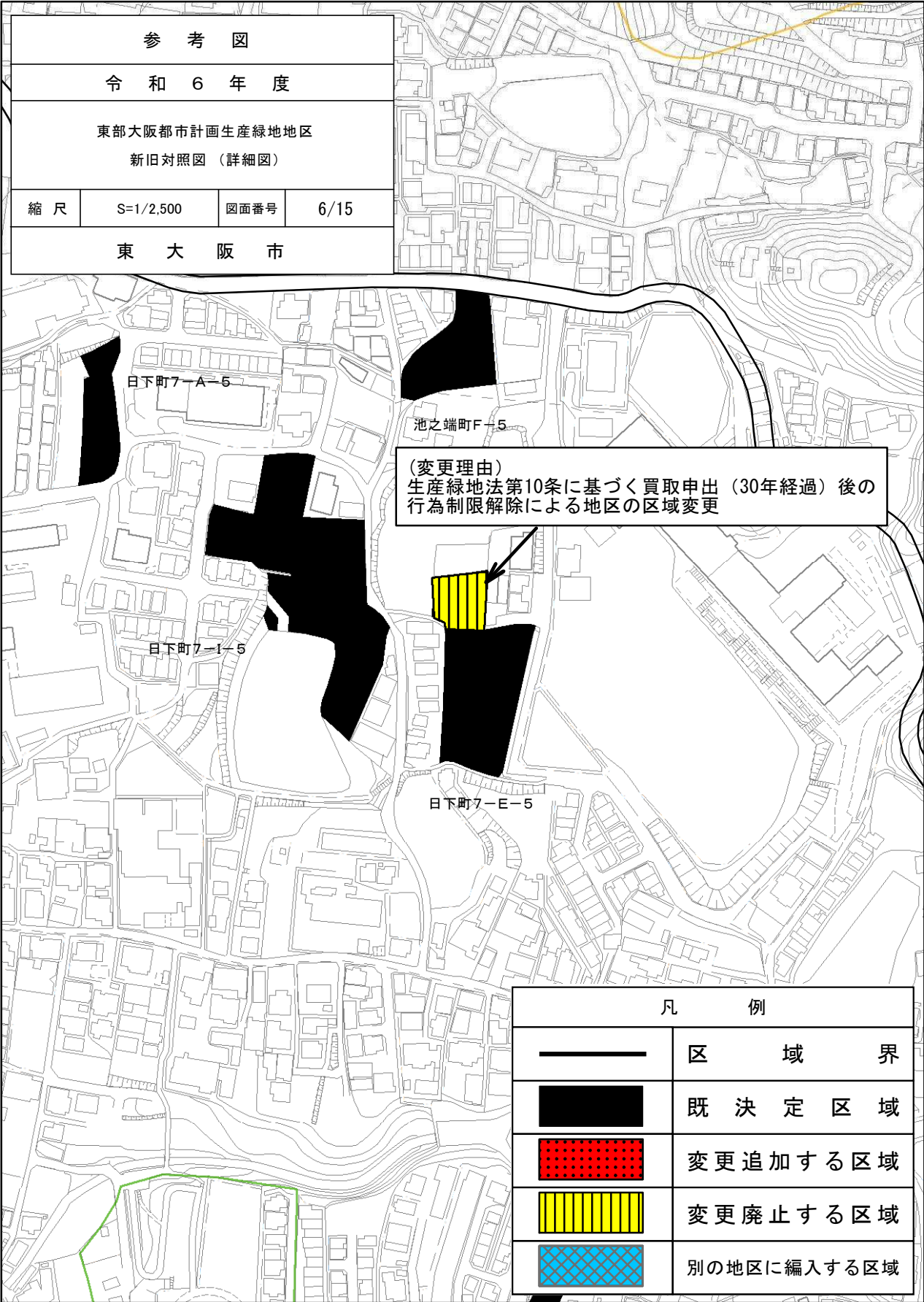
—	区 域 界
■	既 決 定 区 域
■	変更追加する区域
■	変更廃止する区域
■	別の地区に編入する区域

0 9 10m



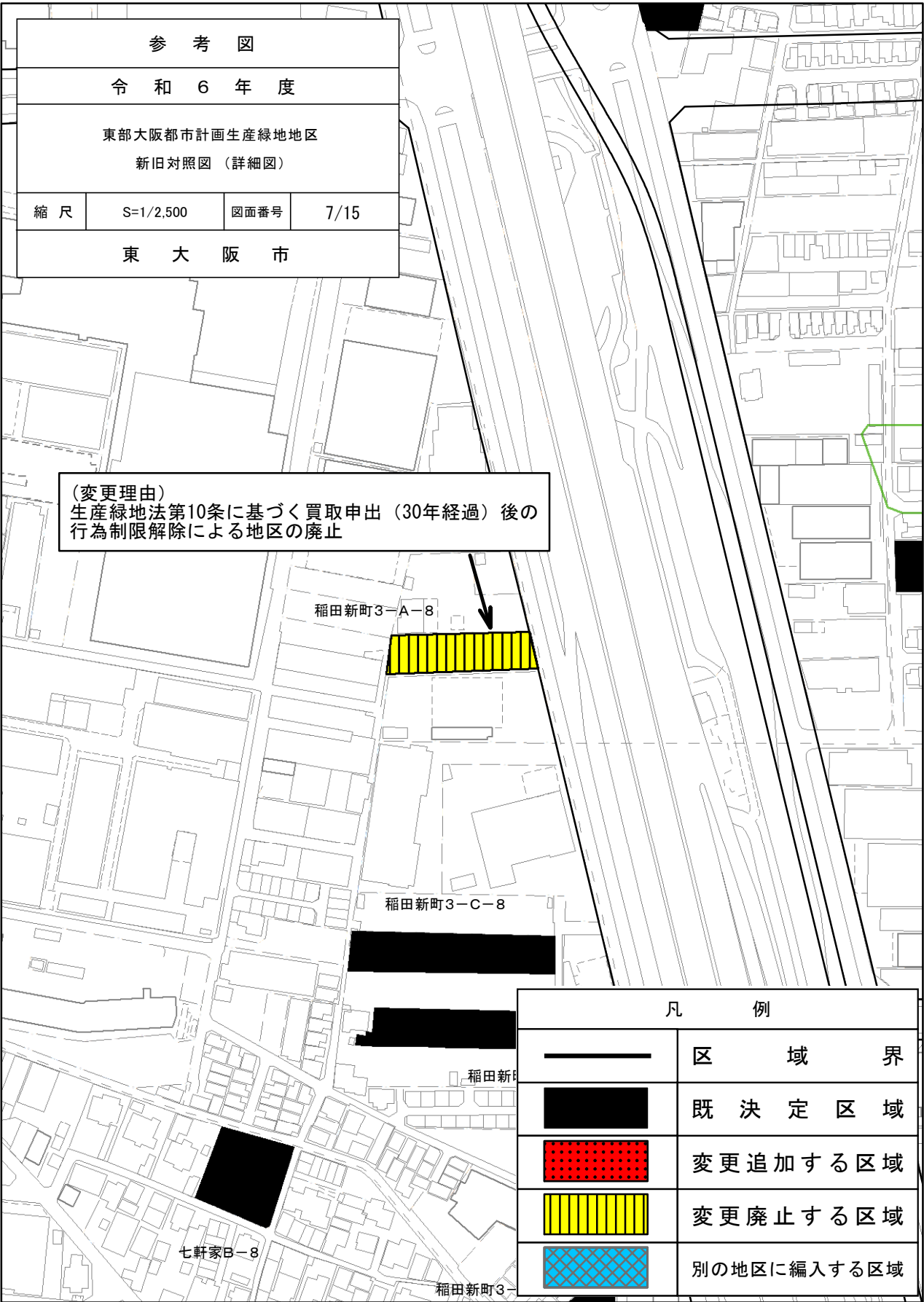


2500



0 100m

2500

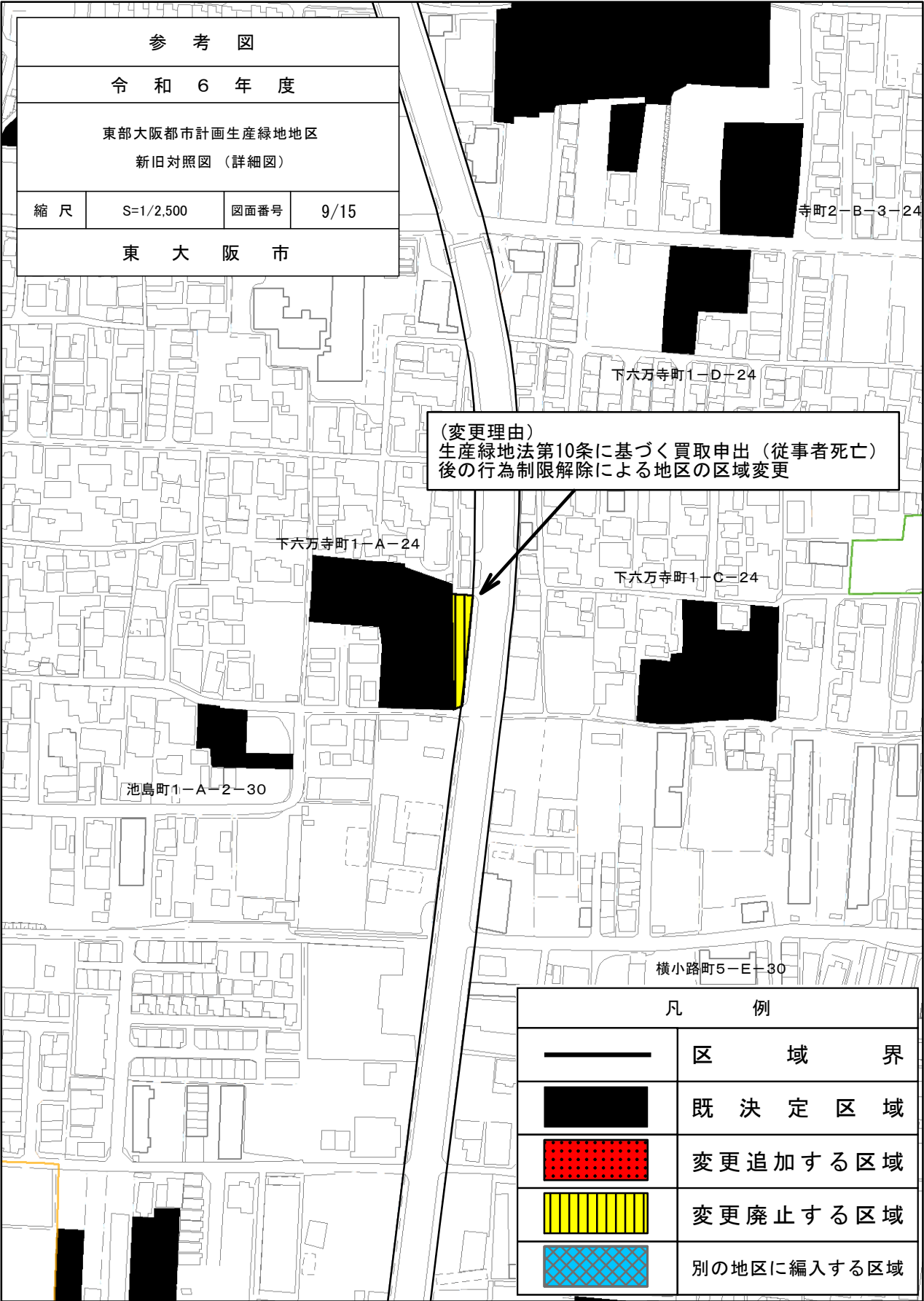


2500

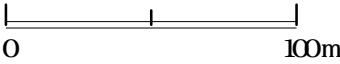
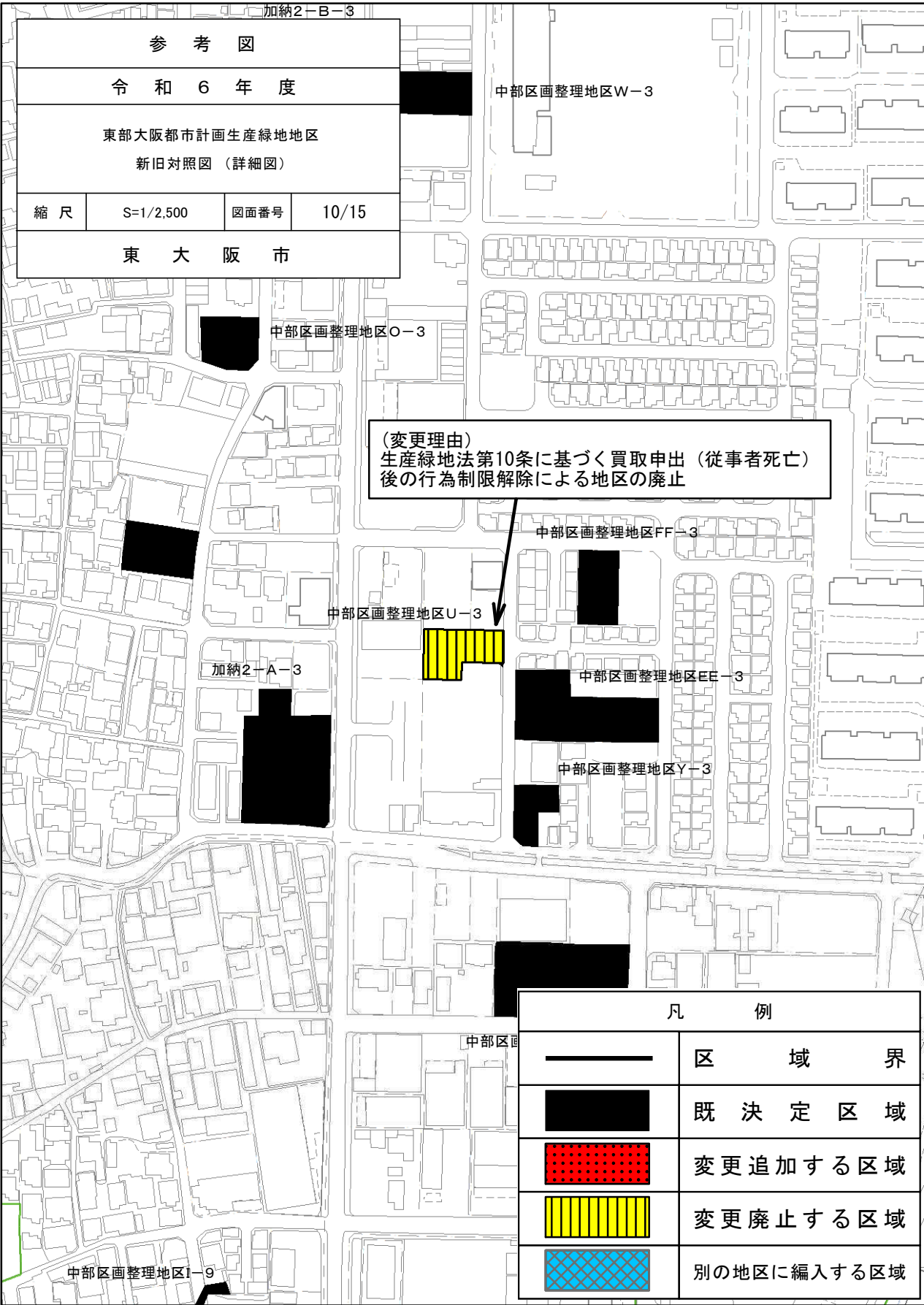


0 100m

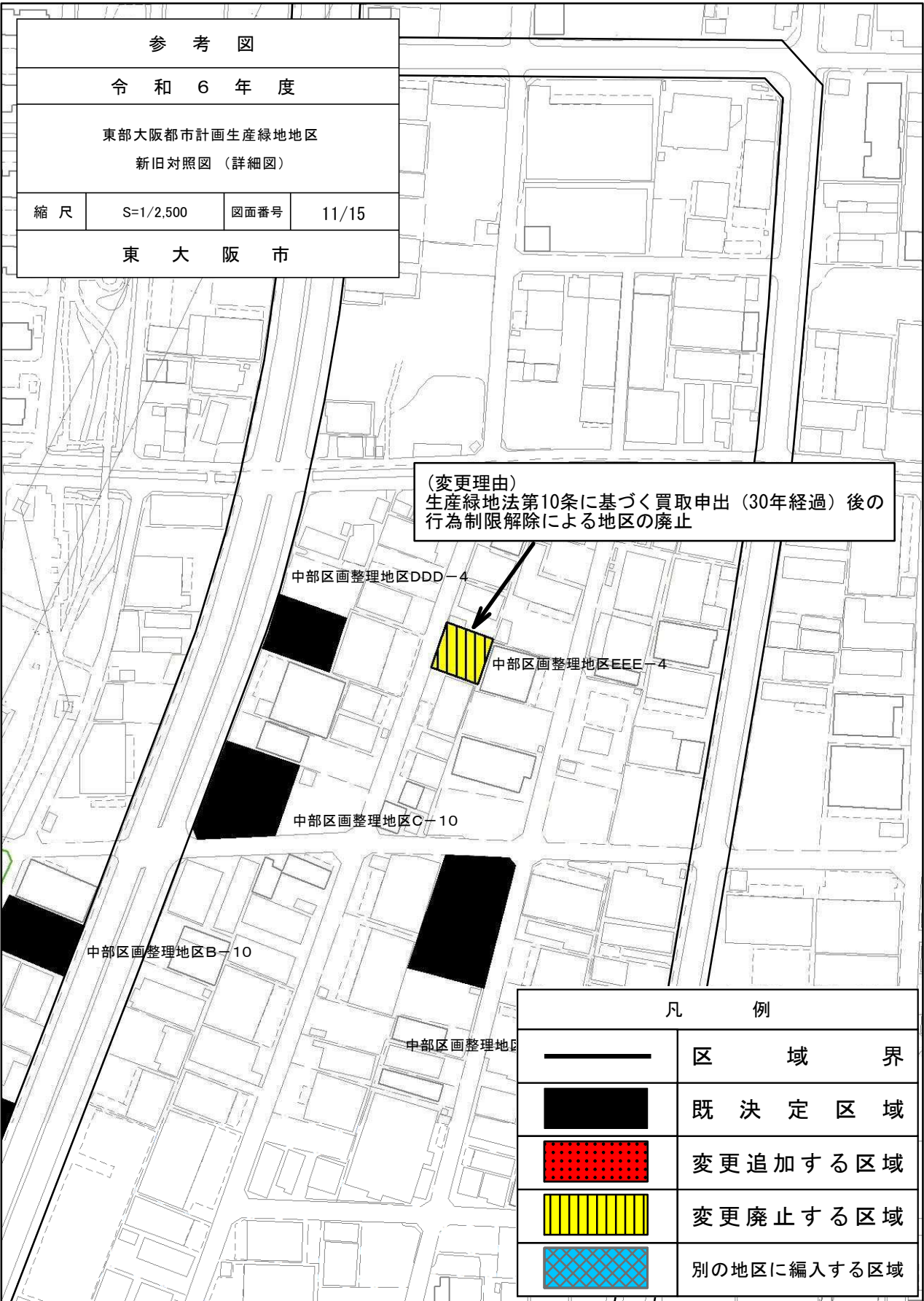
2500



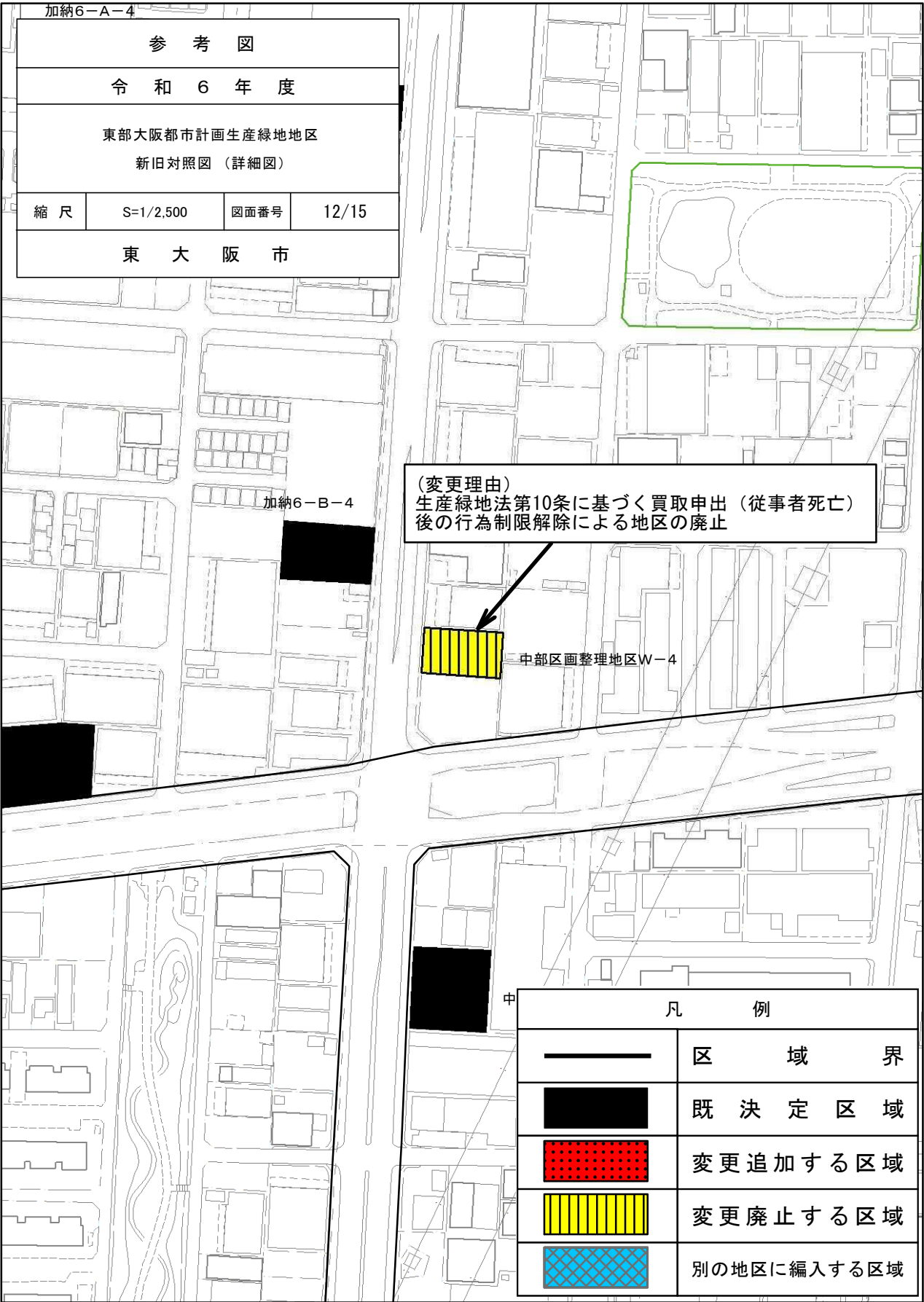
2500

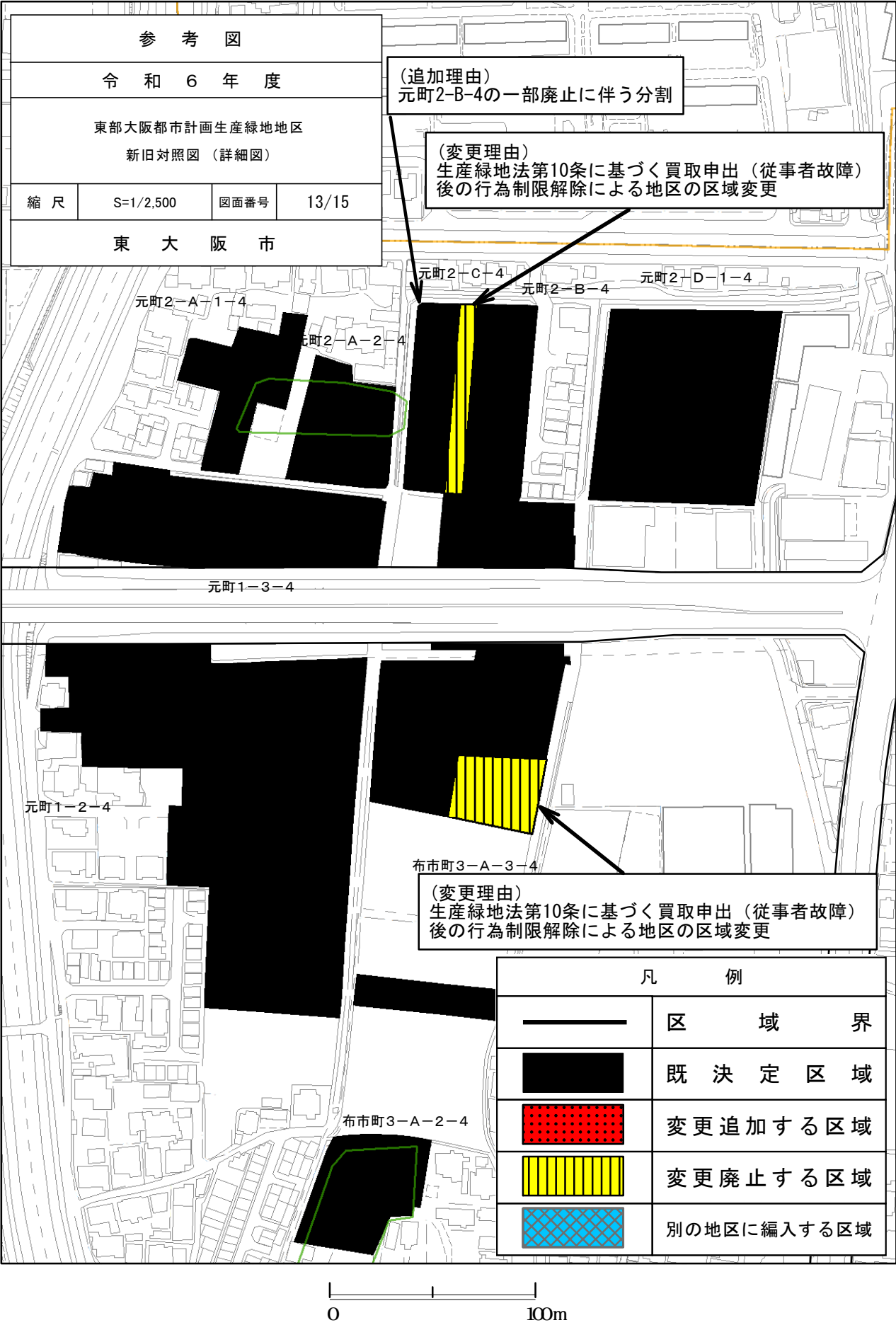


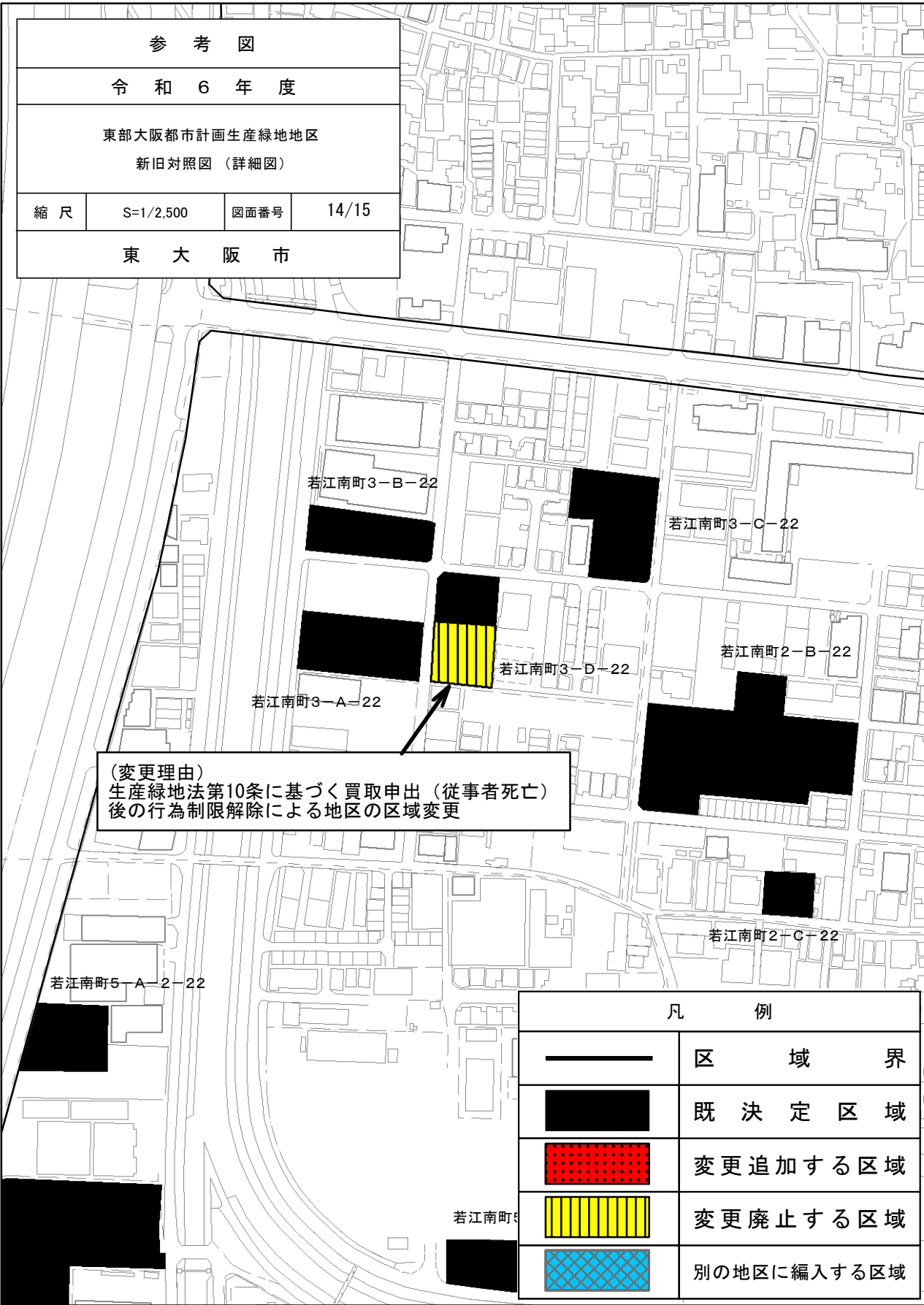
2500

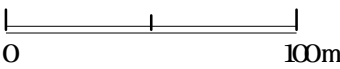
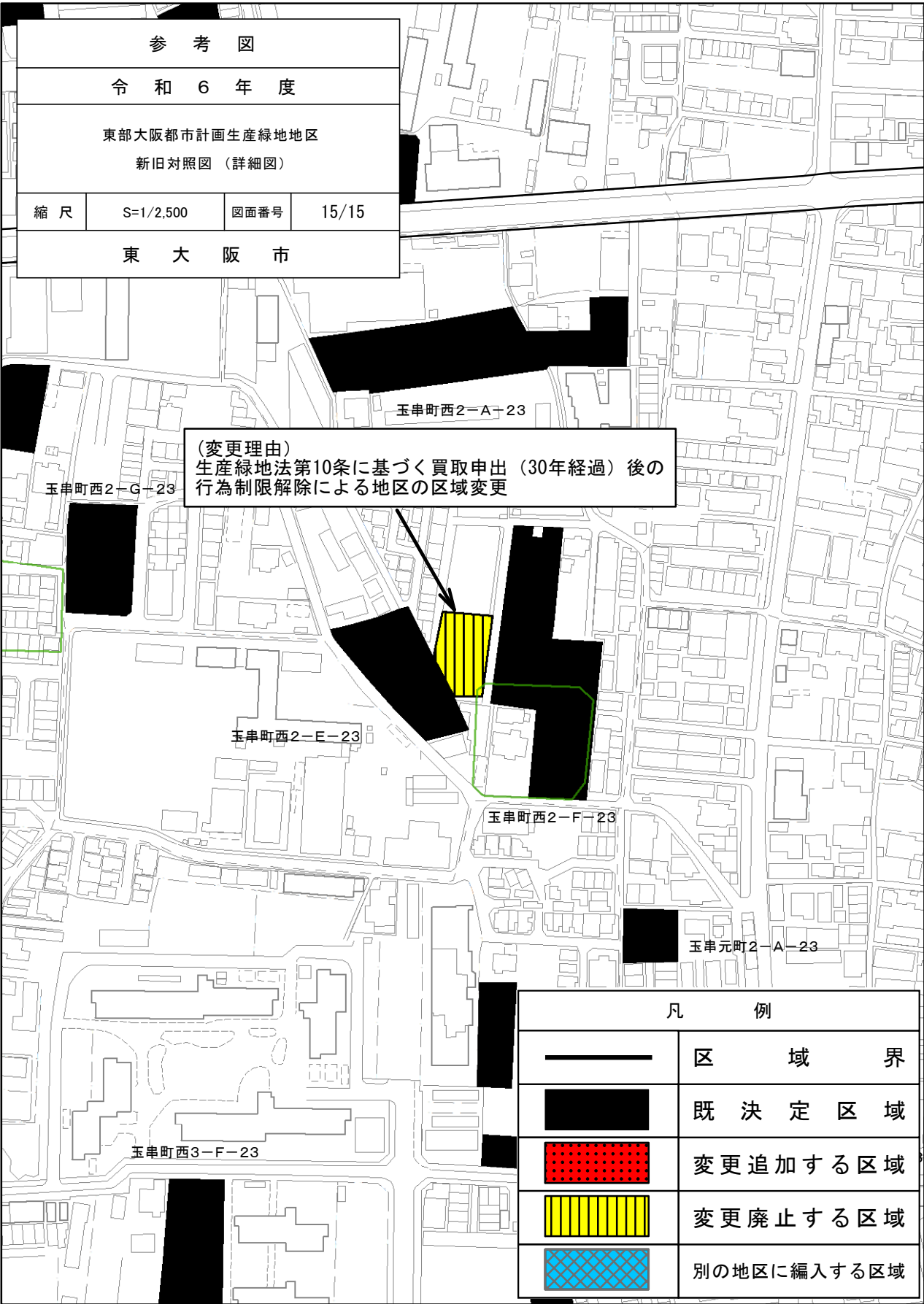


2500









令和6年度 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(東大阪市決定) 資料

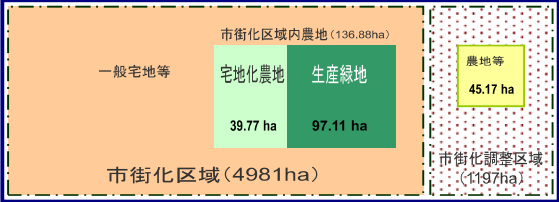
○生産緑地地区の変更

生産緑地地区	変更前	増減	変更後
地区数	598	▼4	594
面積(ha)	97.11	▼0.71	96.40

【参考】東大阪市の農地

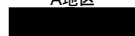
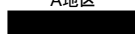
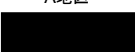
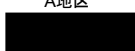
市内農地		面積
市街化区域内農地	生産緑地	97.11 ha
	宅地化農地	39.77 ha
市街化調整区域内農地		45.17 ha
計		182.05 ha

(令和6年1月1日現在)



都市計画区域(東大阪市場) 6178ha

○生産緑地地区の変更の概要

変更 の別	変更前	追加・廃止	変更後	摘要	追加		区域変更		廃止		面積表記		変更理由			
					地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)				
追加 変更		追加 	A地区 	A地区を追加	2	0.15							○都市計画決定権者の判断による追加(2地区)			
	A地区 	追加 	A地区 	A地区を区域変更(拡大)			(2)	0.07					○都市計画決定権者の判断による追加(2地区)			
	A地区  B地区 	追加 	A地区 	A地区を区域変更(拡大) B地区を廃止			-	-	-	-			○都市計画決定権者の判断による追加(0地区)			
廃止 変更	A地区 	廃止 		A地区を廃止					▼7	▼0.60			○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止(7地区)			
	A地区 	廃止 	A地区 	A地区を区域変更(縮小)			(7)	▼0.43					○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止(7地区)			
	A地区 	廃止 	A地区  B地区 	A地区を区域変更(縮小) B地区を追加	1	0.17	(1)	▼0.26					○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止(1地区) ○廃止にともなう地区分割による追加(1地区)			
その他	A地区 		A地区 	区域は変わらないが、 面積が変更							(2)	0.19	○地籍錯誤による生産緑地地区面積の変更(2地区)			
合 計					3	0.32	(10)	▼0.62	▼7	▼0.60	(2)	0.19	増減	▼4	▼0.71	

議 案 第 2 号

令和6年8月30日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市特定生産緑地の指定について（諮問）

標記のことについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、別紙のとおり諮問します。

特定生産緑地（東大阪市）の指定

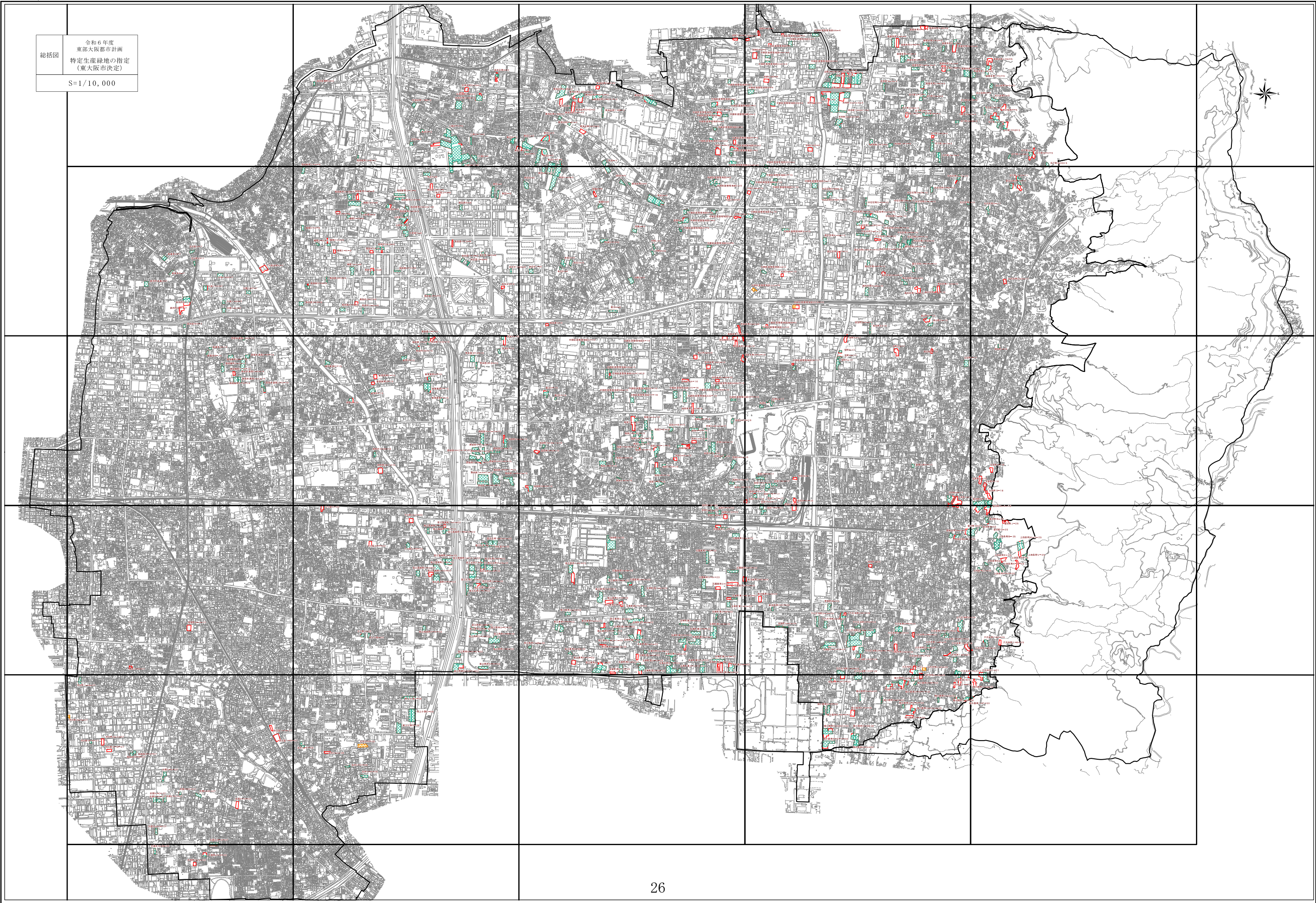
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積				図 面 番 号
		生産緑地 地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	指定後の区域	新たに指定す る区域	
六万寺町2-F-24	東大阪市六万寺町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha	約 0.08 ha	18/24
中部区画整理地区JJJ-10	東大阪市川中地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	8/24
中部区画整理地区SSS-10	東大阪市水走一丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	8/24
渋川町2-A-27	東大阪市渋川町二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	20/24
友井2-I-28	東大阪市友井二丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha	約 0.23 ha	21/24
合 計	5 地区				約 0.46 ha	

理 由 書

生産緑地地区指定から３０年経過を迎える農地等において、良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有し、今後も継続的に適切な営農が見込まれる農地等について、特定生産緑地の指定をおこなうものである。

総括図	令和6年度
	東部大阪都市計画
	特定生産緑地の指定 （東大阪市決定）
S=1/10,000	



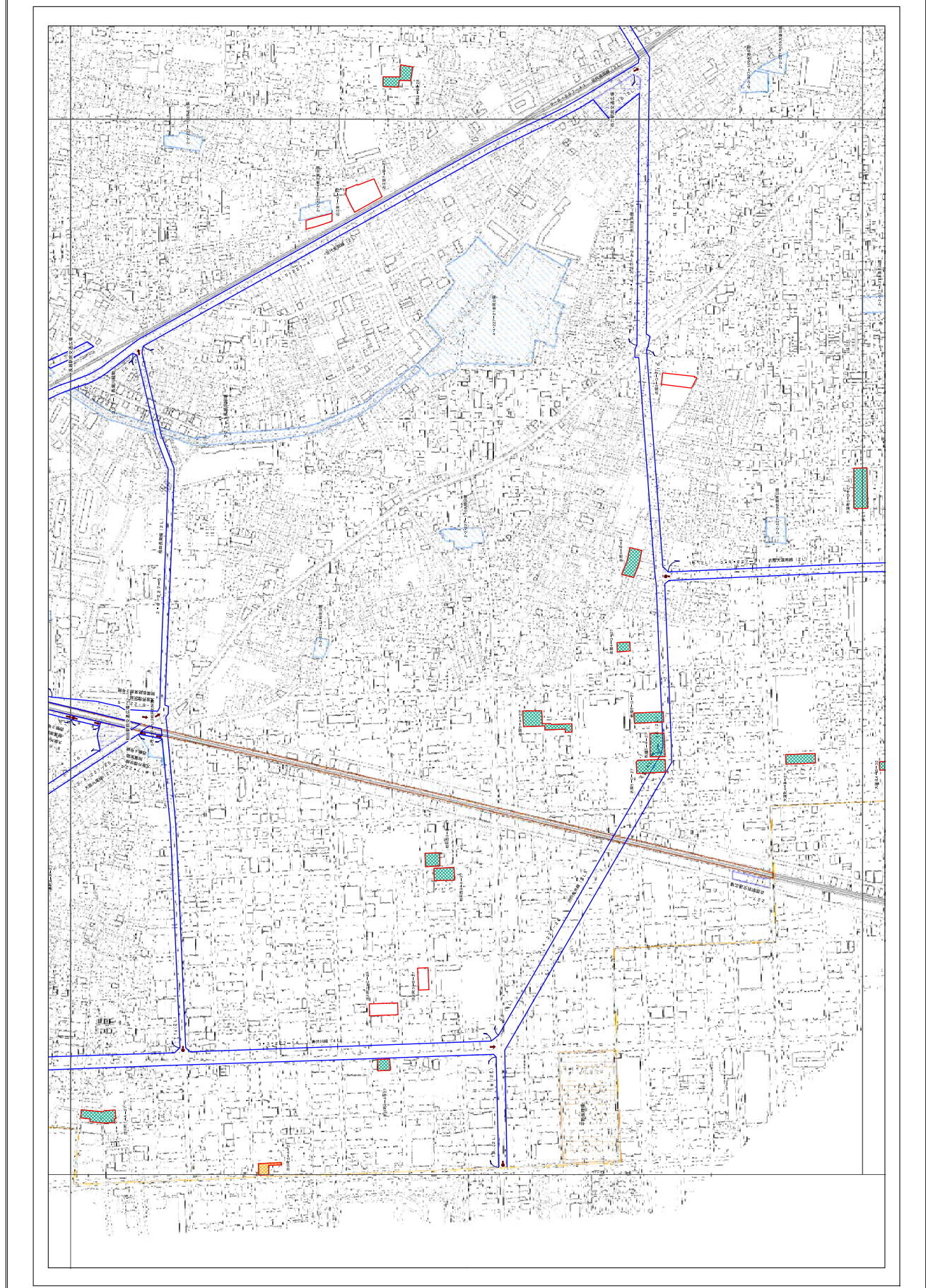
H604 (24)



東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

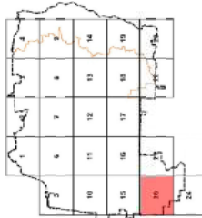
A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

G613(27)



G613(27)

計画図	縮尺	作成日
A2	S=1:5,000	2024.1
A0	S=1:2,500	2024.1



東大阪市

凡 例

都市計画

特定生産緑地

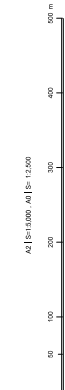
特定生産緑地指定区域

特定生産緑地

指定生産緑地

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図
 本図は、東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図の一部を示す。本図は、東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図の一部を示す。本図は、東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図の一部を示す。



G613(27)

